

東洋史研究

第七十二卷 第二號 平成二十五年九月發行

後漢時代の太后臨朝とその側近勢力

平松 明日香

はじめに

第一章 皇帝代行者としての皇太后

第一節 臨朝稱制と新帝指名

第二節 功臣家による皇后位獨占

第三節 太后を中心とする皇帝輔弼のあり方

第二章 外戚勢力の變質——宦官との聯合を中心に——

第一節 宦官の擡頭

第二節 安帝期から閭太后臨朝時の宮中勢力

第三節 外戚・宦官の相互依存——梁氏政權の特徴——

第三章 嫡母の失墜

第一節 嫡母の相對的地位低下

第二節 皇太后・外戚の間隙

おわりに

はじめに

後漢は太后臨朝が相次いだ時代である。太后と外戚勢力、そして安帝期より顕在化する宦官、そこに士人官僚、とりわけ儒家官僚も加わり、後漢政治史は一層複雑な様相をみせる。本稿はこの中でも特に、太后とそれととりまく政治的環境、側近勢力の變遷に注目し、後漢一代において皇帝嫡母たる太后の権限がいかに變化したかを詳察する。

後漢政治史に關しては、狩野直禎氏や東晉次氏に通時的研究がある。狩野氏は相對的安定期とされる明帝から章帝期において外戚勢力擡頭の兆しがあらわれ、和帝期に外戚と宦官が伸張する一方、反外戚運動を擔う對抗勢力も擴大していったとする〔狩野一九九三・三二九頁・三五七頁〕。一方、東晉次氏は章帝期、王朝安定策として用いられた儒教主義の考え方の一つ、「親親」が、外戚の執政を正當化し、外戚跋扈を招く一端となったとした上で竇氏、鄧氏、梁氏政權を検討する〔東一九九五・九二〜一四一頁・一九四〜二四六頁〕。これに對し、渡邊義浩氏は、東氏の提起する「親親の義」を、嫡妻權に基づく皇太后權を淵源とした後漢時代の外戚を正當化した理論とはなりえないとした上で、外戚との關わり合いの中で儒家官僚は政治的主體性を次第に強め〔渡邊義浩一九九〇〕、黨錮の禁を経たのちは、儒家官僚は皇帝權力からの獨自性を示すようになったと主張する〔渡邊義浩一九八三〕。しかし、いずれも外戚・宦官・儒家官僚の考察が中心であり、太后の政治的手法に關する具體的考察には及んでいない。

漢代の太后に關しては、谷口やすよ氏の專論がある。谷口氏は先帝の正妃たる皇后の嫡妻權が皇太后の臨朝稱制の基盤であったとする〔谷口一九八〇〕。しかし、谷口氏の論は時代的變遷を考慮に入れておらず、漢一代を通じた嫡妻權の推移は述べていない。また、保科季子氏は皇后、太后の權威が前漢武帝期頃より次第に上昇し、後漢初期に確立したのち、和帝期より徐々に低下していくとする〔保科二〇〇二〕。ただし、臨朝稱制を支えた太后權威を重視する思想史的研究の要素が強く、政治的環境への具體的考察には及んでいない。そのほか、祝總斌氏は中國史上、太后臨朝の制度が續いた要

因に關して、前漢元帝王皇后や後漢章帝竇皇后などが、外戚の皇位篡奪、政治壟斷に否定的であったことを根據に、基本的に外戚と一線を劃し我が「子」である皇帝を守る立場にあったからであるとしている。「祝總斌二〇〇八」。しかし、太后のむしろ個性に由來する逸話を一般化した議論であり、それだけでは中國史上頻出した、太后臨朝を説明しえない。また、太后臨朝の性質については、現實世界の政治制度を輕視し、無前提に後漢と曹魏の太后臨朝を同質のものとしてとらえている。時代による差異を考慮にいけない點で氏の論には問題が残る。岡安勇氏は漢魏時代に焦點を絞り、席次面からみても皇太后は皇帝の支配體制の外に置かれていたとし「岡安一九八三a」、漢魏を通じて皇太后は外戚・宗室を支配・管理していたことを指摘する「岡安一九八三b」。しかし、皇帝と太后の人格的關係を殆ど考慮にいれず、太后が一律に皇帝に對する影響力を有していたとする氏の結論には問題がある。

下倉涉氏は家族論的な觀點から母と子のあり方、「母の原理」とその理論に由來する外戚の正當化を論ずる「下倉二〇〇一」。加えて、氏は曹魏時代文帝が太后の國政參與を防止するために、太后の命令を「詔」から「令」に格下げし、外戚の政治參與、群臣の太后への奏事を禁止するなどの措置をとったとする「下倉二〇〇三」。しかし、祝總斌氏も述べるように、文帝の令のうち、外戚の政治參與禁止は、建武年間、光武帝が出した外戚の政治介入禁止令と同質のものであり、群臣の太后への奏事の禁止令は幼帝即位の際は嚴守されなかった「祝總斌二〇〇八」。曹魏時代の太后の實權の有無はさておき、祝氏の指摘は穩當であろう。幼帝が即位した場合、無條件に太后が執政するあり方が否定されるには、長期間にわたる變化の過程が必要であつたはずである。また、この過程を説明するためには太后の側近となるべき外戚に關する分析が不可欠だが、外戚そのものに論點が集中しがちで、太后と外戚を包括的に扱った、通時的な政治制度的研究は多くない。古代においては君主が正常に政務を執れない場合、君主の母による執政が頻見されるが、後漢の中期から次第に母の權限は稀薄化する。それはいかなる理由によるものなのだろうか。

第一章 皇帝代行者としての皇太后

第一節 臨朝稱制と新帝指名

後漢において、太后がいかに政治の実権を握り、政局に關わっていたかという問題は本稿の主題であるが、これを論じるためには、まず太后臨朝の実態を知ることが不可欠である。

一般的に臨朝稱制とは、君主が政務を執れない場合、その母である皇太后、もしくは祖母である太皇太后が執政することである。母による執政の事例は、古くは戰國秦の宣太后の事例にみられる〔史記〕穰侯列傳⁽²⁾。前漢においても、二代皇帝惠帝の崩御の前後からその母である呂后は終身王朝の実権を握り、實質的に皇帝の政務を全て代行していた。『漢書』に初めて「臨朝稱制」の語が現れるのはこの時である。その詳細に關して、『漢書』高后紀顏師古注は次のように記す。

天子の言一に曰く制書、二に曰く詔書。制書なる者は、制度を爲すの命を謂い、皇后の稱するを得る所に非ず。今呂太后 臨朝し天下の事を行い、萬機を斷決し、故に制詔と稱す。

ここより、皇后の権限は限定的である反面、臨朝した呂太后は皇帝と同等の決定権を持ったことがわかる。太后臨朝時、皇帝は自己の意思を政策決定に全く反映できないわけではなかったが、太后が優位な立場で實権を握っていた事實は變わらない。さもなくば、皇帝が太后より政權奪取を策謀するなどの事態が説明できない⁽³⁾。太后臨朝の事例は前漢で少なくとも二例、後漢で六例を擧げうる。谷口氏は、太后は先帝の嫡妻であったことを權力基盤とし、新帝の「親」としての立場で政治に携わりえたとする〔谷口一九八〇〕。従うべき見解だが、嫡妻であることの重要性は時代ごとに異なるはずであり、検討の餘地が残されている。

この臨朝稱制が行われる期間であるが、ほとんどの場合太后の存命中に政權が皇帝に返還されることはない。順帝梁皇

後の桓帝に對する政權返還が唯一の例外である（『後漢書』順烈梁皇后紀）。もつとも、皇帝による政權奪取の結果、太后が攝政の座から追われる事例はいくつかある。⁵太后はあくまで皇帝の代理人、後見人として政治に携わる以上、皇帝の成長をはじめとする諸々の要因により、その立場を失うことは往々にしてありえた。しかし、皇帝が實力行使による政權奪取を成功させない限り、政權を返還するか否かの判断は太后の一存に任ざれていたと考えることが自然である。太后は臨朝した時点で長期にわたる政權を維持する可能性を自動的に有していたこととなる。

そして、臨朝稱制のほか、特筆すべき太后の権限は、新帝の指名権である。皇帝が皇位繼承者を決定しないうちに崩御した場合、新帝の指名は原則的に皇后、すなわち新政權における皇太后が行った。谷口氏の指摘するとおり、皇后は明らかに帝位繼承に關わる権限を保有していたのである〔谷口一九七八〕。新帝は、往々にして外戚の領袖と相談の上、太后の名で決定されたが、太后の決定であるという理由で皇帝の正統性が疑問視された事例はみあたらない。

また、時には太后による、皇帝の廢位も可能であった。漢代における太后による皇帝廢位は、前漢の上官太后による昌邑王劉賀廢位が有名である。いくつかの條件が重なった末の特殊事例ではあるが、以後多くこの事例が参照されたことは確かである。後漢になつてからの事例を挙げると、何太后の實子、少帝の廢位において『後漢書』董卓傳に興味深い記述がある。

明日、復た羣僚を崇德前殿に集め、遂に太后を脅し、策して少帝を廢せしむ。曰く「皇帝喪に在り、人子の心無く、威儀人君に類せず、今廢して弘農王と爲す」と。

董卓の脅迫を受けての行爲であり、『三國志』董卓傳には

（董卓）遂に帝を廢して弘農王と爲し、尋いで王及び何太后を殺す。

との記述もある。しかし董卓が廢位に及んで「太后を脅す」過程が必要であったことに鑑みると、やはり形式的には太后の許可が必要であつたと考えられる。

また、實際に廢位に及んだわけではないが、安帝が鄧太后による自身の廢位を現實的な脅威と捉えていたことは『後漢書』宦者孫程傳にあるとおりである。

小黃門李閏・帝乳母王聖・常に共に太后の兄執金吾惺等を譖り、帝を廢し平原王翼を立てんと欲すと言ひ、帝毎に忿懼す。

もつとも、皇帝の廢位が軽々しく行われえたはずもない。よほどの理由がない限り、群臣からの批判は必至である。しかし、特定の状況下において、太后は皇帝の廢立を決しえた存在であり、特に臨朝時には新帝を凌ぐ権限を有していたと考へて相違ない。⁷⁾

こうして皇帝を代行する存在として多大な権限を有していた太后ではあるが、太后が権限を保有すること自體への批判は史料中にはみあたらない。⁸⁾ 成人後も政權を皇帝に返還しないなどの理由で批判されることもあるが、しかるべき状況下で太后が皇帝の代理をつとめること自體は一般的に認められ、繼續されていたのである。

第二節 功臣家による皇后位獨占

こうして、一度臨朝稱制した場合はかなりの権限を保有し續けた太后だが、彼女たちはいかなる家の出身であったのか。渡邊義浩氏が、後漢時代には公主は功臣に降嫁することが多く、功臣家はひとたび失脚しても皇后家として再び咲くことがあったと指摘する「渡邊義浩一九九〇」ように、後漢時代に皇后家と稱しうる存在があったことは事實である。以下、皇后家の確立が太后に與えた影響について詳論する。

東氏は、後漢功臣諸氏の中で郭氏・陰氏・馬氏・鄧氏・竇氏・梁氏・耿氏の七氏については、一般功臣とは異なる政策、すなわち官職授與・公主降嫁が採られたと指摘する「東一九七五」。他氏族の者は皇帝の實母となる可能性はあるにせよ、臨朝稱制に携わる資格を獲得しえず、後漢時代には皇后を出す家がゆるやかに限定された。しかも、渡邊氏も指摘する

〔渡邊義浩一九九〇〕ように一度誅罰を受けた家から皇后を出す例も、ままみうけられる^⑨。漢代において皇帝の妻妾は多く良家子から選擇された。良家子とは「七科の謫内に非ざる者」の意であるが、それには有罪の吏ならざる者との條件も入っている〔鎌田一九六二・五五八―五六三頁〕。ただし、功臣家に關していえば、罪人を出した家であるにも關わらず、皇后を再生産していることに留意したい。功臣家は一種の安定性を獲得していたのである。また、功臣家では帝室との通婚が頻繁に行われており、皇后自身が入宮する以前に劉氏と姻戚關係にある場合も少なくない^⑩。しかし、功臣家でもほとんど皇后を出していない家も存在する。例えば、耿氏は諸侯王家との婚姻は行っているにせよ一度も皇后を出していない。功臣家の中でも後漢初期に皇后を出した家が「皇后家」として定着していった可能性が想定される。

これらの條件をまとめると、後漢時代の皇后は、姻戚關係をも含めた廣義の「皇帝の家族」から輩出されており、後漢時代の立后條件は前漢期のそれよりはるかに厳しくなったことがわかる。このため、條件を満たしていた特定の家は他家出身者に脅かされることなく、その立場を固めていったのである。例として『後漢書』應奉傳の記述を挙げることができる。

鄧皇后の敗るるに及び、田貴人 幸せられ、桓帝に建立の議有り。奉 田氏微賤にして、宜しく超えて后位に登るべからざるを以て、上書して諫めて曰く。(中略) 帝其の言を納れ、竟に寶皇后を立つ。

寶皇后は功臣家の一員であり、かれらが優先的に皇后を出したことがわかる。

また、皇后を出した家、特に寶氏、梁氏などは没落と復興を繰り返す形で後漢王朝と関わっていったのであるが、その復活要因の一つとして家同士のつながりを挙げることができる。小林聰氏は、寶氏・鄧氏・郭氏・耿氏間における、一般の官僚世界とは異なる功臣だけの私的な要素の強い閉鎖的な人脈の存在を指摘する〔小林一九九三〕。確かに、氏が主張するように、外戚出身の大將軍が自らの幕僚として、別の功臣一族の間を選擇する事例は頻見する。章帝寶皇后の兄、大將軍寶憲が鄧鸞を自らの府に辟召しているのはその一例である。更に氏は、次のように論ずる。功臣一族は中央での權

力闘争に破れて一時的に失脚することはあつても、功臣一族としての特殊な地位を完全に奪われて官界から締め出されることはなかった。皇室及び功臣一族の間に、公的・私的雙方にわたつてある種の連帯感が底流として存在していた〔小林一九九三〕とするが、従うべき見解であろう。豪族同士の廣いネットワークは、連坐などマイナスの方向に働くこともあるが、時には逆に、一族復活の契機として作用することもあつた。¹²⁾ そもそも、特定の氏族が族滅された際、その家と交流のあつた個人が罰せられることはあつたが、その個人が屬する氏族全體への處罰は認められない。他氏族との交流は得るものの方が多かつたと考へる。社會的な立場から、後漢の皇后は前漢と比べて格段に安定性を得るようになり、廢位の危険性も減少したのである。

加えて、皇后個人の身分も保證されるようになった。前漢において、皇后は子の有無で左右される極めて不安定な立場にあつた。皇后のうちに廢位されてしまうと、無論政治の中樞に關わる機會は失われる。全ては偶然性に左右されていた。しかし、後漢時代には實子のいない皇后は宮中の別の妃の子を養子にする、ないしは諸侯王家から養子を迎へることが定着し、偶然性に頼る面が著しく減退した。後漢において、太后の實子が皇帝位に即く例は、わずかに明帝―陰太后、少帝（弘農王）―何太后の二例のみである。嫡母である皇后による養育、選擇により次期皇位繼承者が決定されたことも、皇后の身分を安定化させたであらう。¹³⁾ 新帝は即位の段階で既に皇后に恩義があり、「母」を認めざるをえない状態だったのである。皇后個人の身分の安定化は、立后から太后への道を一本化させることにつながつた。

以上をまとめると、後漢においては皇后を輩出する功臣家という出身氏族、および生身の皇后の立場の堅固さから、皇后および太后は安定した立場であり續けたのである。

第三節 太后を中心とする皇帝輔弼のあり方

本節では、太后執政の具體的手法について詳論する。

太后の居所である長樂宮は、皇帝の私的空間である禁中にあつた。前漢末以降、禁中には特定の資格を持った士人が出入し、宿營することが可能だったのだが、和帝が竇氏一派を追放した永元四年（92）以降、宿營が許されたのは宦官専任の中常侍のみとなった。しかし、禁中とはどこまで厳密に閉鎖された空間だったのだろうか。

まず、太后は皇帝以外の男性とも接しえた。確かに後漢時代において、太后以外の后妃が皇帝以外の男性と接することは難しかった。しかし、太后となったのちは、状況は一變する。例えば、和帝鄧皇后の臨朝期、彼女は新帝を選定するにあたり、兄弟を自身の意思で長らく宮中に留めている（『後漢書』鄧騭傳）。鄧太后の兄弟は禁中に長期滞在することをよしとせず退出したが、その後も太后は重要な案件があると兄を呼び寄せた。この行爲に關して周囲の批判はみあたらない。兄弟を禁中に呼び寄せる事例は鄧太后以降も頻見する。安帝閻太后が安帝の崩御を受け、禁中に兄を呼び寄せたのもその一例である（『後漢書』安思閻皇后紀）。これらの事例から考えるに、少なくとも太后にとって、禁中は厳密な閉鎖空間ではなかつたのである。

更に、渡邊將智氏は太后の執務空間に關して、皇帝と同じく前殿であつたと指摘し、次の記述を論據としてあげている〔渡邊將智二〇一〇b〕。

後の政を攝るときは、則ち后は前殿に臨みて群臣を朝するなり（『獨斷』卷下）。

後に羌 武都を寇し、鄧太后 詔を以て將帥の略有りとし、武都太守に遷し、嘉德殿に引見し、厚く賞賜を加う（『後漢書』虞詡傳）。

『獨斷』はその性質上、事實を理想化した記載もみられ、そのまま後漢時代の現實をあらわしているとは言い難い面もある。しかし虞詡傳の記述および、和帝鄧太后が崩御の際に前殿に赴いたこと（『後漢書』和熹鄧皇后紀）から考えても、氏の指摘は穩當であろう。

次に、太后は朝議を利用しえた。假に太后が自ら朝堂へ赴くことは不可能であると考えても、太后が朝議の内容を知る

ことは十分に可能であった。和帝鄧皇后は兄の中でも特に鄧騭に政務を補佐させていたが、その鄧騭は大議があるごとに朝堂に出向き、公卿と議論していた。

服闋むに及びて、騭に詔諭し還りて朝政を輔けしめ、更に前封を授けんとす。騭等叩頭して固く譲り、乃ち止む。是に於いて並びに朝請を奉り、位三公の下、特進、侯の上に次す。其の大議有るや、乃ち朝堂に詣り、公卿と參謀す〔後漢書〕鄧騭傳。

加えて、太后の命で重要な議題を討論させた事例も存在する。西域防衛に關して、鄧太后が班勇を朝堂に召喚し今後の方針を決定したことはその好例である〔後漢書〕班勇傳。少なくとも後漢前期には、太后は重要な案件を處理する上で朝堂を有効に利用できていた。

次に太后は、側近となるべき外戚を統御しえた。

先述のように、太后は自身の兄弟を禁中に呼び寄せることが可能であった。加えて外戚を處罰することも可能であった。その一つが「屬籍を絶つ」である。これは『後漢書』に二例見出すことができる。まず一例目は明帝馬皇后が法度を守らない一族の者の屬籍を絶ち、封地へ歸らせた事例である〔後漢書〕明德馬皇后紀。

もう一例は和帝鄧皇后臨朝期、鄧氏一族でありながら鄧太后の長期にわたる臨朝稱制を諫め、病と偽り朝廷に赴かなかつた鄧康を太后が處罰した事例である〔後漢書〕和熹鄧皇后紀。

東氏は、「屬籍を絶つ」とは、宗正が管掌し、外戚を含めた宗室の人間を登録した「屬籍」から當該人物を抹消することだとしている〔東一九九五・九九〜一〇〇頁〕。また、先の事例には「田里に歸す」「國に歸らしむ」の語がみえるが、漢代には「歸故郡」「就國」という措置が存在しており、歸國者は謹慎を強いられ、郡縣によって管理された〔大庭一九八二・一九一〜一九四頁〕。つまりこれは一種の刑罰であり、律令の規定に基づくものであった¹⁴。以上のごとく太后は外戚に對して罰則を含めた統制を行ひえた。そのほか、章帝竇皇后は、自身の寵愛する宗室の一員を殺した兄、竇

憲を宮中に幽閉している（『後漢書』竇憲傳）。これは恐らく律令に基づく措置ではないだろうが、太后は外戚に壓力をかける存在であり、自身を中心に一族を統括しえた證左として擧げておく。

そして少なくとも、後漢時代臨朝稱制の最初の二例、章帝竇皇后と和帝鄧皇后の臨朝期には太后の意志と無關係に外戚が臨朝當初から權力を握ることはなく、外戚中の最有力者が都を一定程度離れていた時期も存在する。¹⁵無論外戚の力を全く必要としなかったわけではない。事實、章帝竇皇后は和帝による竇氏一掃の後は政治の表舞臺から姿を消している。しかし、皇帝が正常に政務を執りえない場合、太后を中心に中央政治が動く環境が存在していたことを強調したい。また、鄧太后臨朝期に宦官が力を持ったとする見解もあるが、全面的な贊同はしかねる。少なくとも宦官が、外戚と私的な黨派を組むようになるのはさらに後のことであろう。これについては第二章以降で詳論する。

以上、本章では、後漢時代前半において功臣家に出自する太后が臨朝稱制した場合、長らく權力中樞にあり続ける環境が整っていたことを確認した。それはどのように變化したのか。また、その要因は何なのか。これらについて章を改めて検討する。

第二章 外戚勢力の變質——宦官との聯合を中心に——

第一節 宦官の擡頭

後漢は宦官勢力が、遂には皇帝の廢立に關わるまでに成長した時代である。後に詳論するが、外戚、太后もその存在に多大な影響を受けるようになる。本稿の主題である後漢時代の太后臨朝に關して、これを無視することはできない。本章では後漢宦官の特性と、それを取り込んだ外戚勢力、更には太后臨朝の變容について検討する。

まず、宦官の職務上の優位性を検討する。一般的に、宦官は皇帝の近侍官であり、その政治的決定に影響を及ぼしたこ

とが自己の權勢の形成に作用したと考えられる。しかし、王莽專制期から永元四年（92）までは士人も侍中などの身分で禁中での宿營が可能であった「渡邊將智二〇一〇b」。侍中の禁中出入可否の推移については、『續漢書』百官志注引「漢儀」に詳しい。

武帝の時、侍中莽何羅刀を挟みて逆を謀り、是より侍中禁外に出づ。事有れば乃ち入り、畢われば即ち出づ。王莽政を乘るに、侍中復た入り、中官と共に止まる。章帝元和中、侍中郭舉後宮と通じ、佩刀を抜き上を驚かす。舉誅に伏し、侍中は是より復た外に出づ。

侍中郭舉は竇憲の側近であり、竇氏一族誅滅の際、共に處罰を受けた人物なので、おそらく侍中の禁中出入が制限されたのは永元四年（92）年であろう。しかし、それまでは侍中は禁中への出入が許されていた。士人官僚が中常侍に就任することもあり「楊鴻年二〇〇五・三六頁」⁽¹⁶⁾、太后に寵愛された人物は禁中に入出することを許されていた。先述の郭舉はその母、元と共に禁中に入出し、太后に寵愛されていた。詳細は『後漢書』竇憲傳にみえるとおりである。

四年、郭壘を封じて穰侯と爲す。壘其の弟歩兵校尉磊及び其の母元、又た憲の女婿射聲校尉郭舉、舉の父長樂少府璜と皆相い交結す。元・舉並びに禁中に入出し、舉太后に幸せらるるを得、遂に共に圖りて殺害を爲す。

この事例からも太后近邊への出入が開放的であったことがわかる。士人官僚禁中宿營禁止令は、確かに宦官の存在價值を増しただろうが、それ以後も外戚は侍中に任官することなどで臨時的にはあるが「意思決定」に引き續き影響を及ぼすことが可能であった「渡邊將智二〇一〇a」。制度上の轉換だけが、のちの宦官跋扈の契機であったとは考えにくい。また、前漢では侍中の禁中宿營が不可能であった時期でも、侍中はなお皇帝の近くに侍り、政策決定補助機關としての機能は保ち續けていた。侍中の禁中出入が制限されていた前漢元帝期、侍中史丹が成帝の廢嫡に異議を唱え、無事に即位させたのはその好例である。皇帝に近侍することは、宦官の排他的優位につながらない。少なくとも、皇帝への近侍のみが宦官擡頭の要因とは考えられない。宦官たちが黨派を結成し、長期にわたって權力を維持するためには別の要因も必要で

あつたと考えられる。次に、和帝永元四年の改編以後、鄧太后臨朝期の宦官の動向に關して検討する。

後漢時代における宦官につき、宦者列傳の冒頭にはまず鄭衆の記述がある。和帝が竇氏一派から政權を奪取するのに功績を擧げ、以後篤くその信頼を得た人物である。そのため、後漢宦官擡頭の先驅者のように、『後漢書』宦者鄭衆傳に記述されたのである。

（鄭衆）勳を策し賞を班かるも、毎に多きを辭し少なきを受く。是に由りて常に議事に與る。中官權を用うるは、眾より始む。

しかし、これはあくまで働きのあつた鄭衆個人を重用したのみであり、宦官集團の一員として優遇したのではない。のちの宦官集團の跋扈とは一線を劃する。これは純然たる皇帝―宦官の個人人格的なつながりであり、後漢中期以降に頻見する皇帝―宦官―外戚の廣がりを持つには至らなかつた。

また、章帝竇皇后は蔡倫を使つて、宮中で寵を争つていた宋貴人を誹謗させ、死に至らしめた。しかし、竇氏に荷擔した士人が排斥されたのに對して蔡倫はそれを免れ、和帝期、鄧太后臨朝期になつても重用され續けている。¹⁷つまり、蔡倫は竇氏一派であるともなされていなかつた。和帝期までの宦官はその職務上、后妃や外戚に便宜を圖ることはあつても、政治的に緊密な關係は取り結ばなかつたといえよう。

宦官の擡頭時期に關して、今一つ『後漢書』朱穆傳が有力な史料としてしばしば取り上げられている。

臣聞くならく漢家の舊典、侍中・中常侍各一人を置き、尙書の事を省しめ、黃門侍郎一人、傳えて書奏を發し、皆姓族を用う。和熹太后女主を以て稱制するより、公卿に接せず、乃ち閹人を以て常侍・小黃門と爲し、命を兩宮に通ぜしむ。此れより以來、權人主を傾け、天下を窮困す。宜しく皆罷遣し、博く耆儒宿德を選び、政事に與參せしむべし。

朱穆が桓帝に宦官の横暴を難じる際、鄧太后臨朝期に女である太后が士人に接しなかつたため、宦官の擡頭が始まつたの

だとしている¹⁸⁾。しかし、この上奏にはそのまま受け入れ難い点もある。そもそも宦官弾劾のための文章という性質を考慮しなくてはならない。その上、少なくとも和帝鄧皇后までは太后がその必要に応じて士人と接していたことは、先に挙げた『後漢書』虞詡傳の記述のとおりである。また、自身の兄を禁中に呼び寄せることもできた。加えて右文では「接せず」と、自らの意思で士人と対面しなかったと記しているが、逆にいうと必要に応じて士人と対面することも可能であった。このような事實がある以上、單純に太后執政の結果としての宦官の政治的擡頭は考えがたい。和帝の改革以降士人の出入が難しくなったことは確かである。しかし、外戚などは出入可能な状況が續いており、それは後漢末期まで變わらなかった。

加えて、鄧氏派誅罰の際、「兩宮に通じて」いた宦官達が處罰された事例は管見の限りみあたらない。鄧氏一派とみなされた宦官が存在しないのである¹⁹⁾。また、鄧氏が特定の宦官およびその縁故の者を推舉した事例もみあたらない。確かに中常侍は侍中と同様に、皇帝あるいは皇太后に直接口頭で進言する権限を有していた「渡邊將智二〇〇七a」。和帝の改革以降、意見奏上に宦官が關わる機会が増え、必然的にその價值が高まったことは事實である。しかし、のちに頻見するような、特定の派閥の一員として宦官が動く事例は鄧氏政權からはみいだせない。それ以前も同様である。宦官擡頭には制度上の變化もさることながら別の要因があったと考えられる。

第二節 安帝期から閼太后臨朝時の宮中勢力

本節では安帝期から閼太后臨朝稱制時の宮中について概観する。渡邊將智氏は安帝が「孝章帝の世嫡皇孫」としての立場に據って、「章帝の統治方針」つまり外戚輔政を再正當化したのだとしている「渡邊將智二〇一二」。理念的な説明としては一理あるが、ここではさらに現実的な宮廷の状況を詳察したい。この時期は後漢政治上の大きな變革期であった。

和帝鄧皇后は元興元年（105）の和帝崩御後、生後百餘日の殤帝を即位させ、その殤帝が一年もしないうちに崩御すると、

清河王慶の子を皇帝に選出した。これが後漢初の諸侯王家出身皇帝となる安帝である。即位當時安帝は十三歳であり、鄧太后が引き続き臨朝した。諸侯王家出身の皇帝は、前漢でも哀帝などの例があるのだが、こうした人物が皇帝位に即位した場合、その實父、實母をいかに扱うかなどの問題が浮上する。安帝の場合もその例に漏れず宮中の勢力圖は複雑に展開した。皇帝の成人後も臨朝稱制を續ける鄧太后が権限を一手に集めていたのだが、それに加えて安帝の母（清河孝王妃、藩邸時代の嫡母）の一族である耿氏、安帝皇后の閻氏一族が宮中での發言力を増していった。皇帝輔弼勢力として、新たに二氏族が同時に出現したのである。では、耿氏、閻氏とはいかなる一族であったのか。それを確認した上で、安帝期中央政權の性質を検討する。

まず耿氏は第一章第二節で述べた功臣家の一員であるが、その成員は中央に關わらない者が多く、中央に進出した者も、竇氏一派として處罰された後は安帝即位に至るまで、中央の高官を出していない。ただし、婚姻面においては功臣家の例に違わず、宗室と強いつながりを持つ。清河王家時代の安帝嫡母、耿姫は、章帝の妹である隆慮公主を母としており、後に安帝の妹である濮陽長公主も、桓帝の姉妹である長社公主も耿氏に嫁いでいる。耿氏が宗室と恆常的な婚姻關係と結んでいたことは明らかである。⁽²⁰⁾そのためか、安帝は耿姫の實子ではないにも拘わらず、耿姫の兄である耿寶を延光三年（132）秋八月に大將軍に任じた。安帝が延光四年（133）春三月に崩御したため、結果的に耿寶が大將軍であった期間は一年にも満たないが、それ以前から大鴻臚などの官にも任じられ、皇帝の元舅として高い政治的發言力を有していたことは間違いない。特に安帝親政時の耿氏は高い家格を誇るとともに、皇帝元舅の耿寶を筆頭に政治中樞に關わる存在となっていたのである。

では、もう一方の外戚である閻氏はいかなる家であったのか。閻皇后は元初二年（15）に皇后位に即位した。閻氏出身の皇后は兩漢期を通じてこの一例のみである。閻氏はもともと河南豪族である。皇后の祖父にあたる閻章は永平中（58 - 75）に尙書の任にあたり、その妹二人は明帝の貴人となった。しかし、竇氏、鄧氏、そして耿氏などと比べた場合、その

家格はやや劣る。まず、閻氏は九卿以上の高官を出したことがない。帝室との緊密度に關しては、もう一方の外戚である耿氏の方が優位であつたに違いない。閻氏は貴人を出したことこそあれ、貴人は有力豪族の出身でなくとも寵愛次第でな^①りえたものである。故に、家格の高さを示す證據とはならない。もつとも、閻氏立后に對する反駁は管見の限りみあたらないため、立后が不可能なほど低い身分であつたとは考えないが、これまでの皇后に對して異色な存在であつたといえる。ただし、閻氏は皇后として全く力が無かつたわけではない。特に鄧太后が崩御してからは、皇后の兄弟の閻顯、閻景、閻耀、閻晏は卿校となり、禁兵を統括し、顯、景の子らは若くして黃門侍郎に任じられ、宮中で勢力を誇つていた〔後漢書〕安思閻皇后紀〕。閻氏も耿氏も鄧太后臨朝期には雌伏を餘儀なくされたが、安帝親政以後はともに擡頭したのである。

鄧太后臨朝期、皇帝廢位の恐れがあつたこと、そして鄧氏誅滅後、同時に二つの皇帝輔弼勢力が擡頭したことは何を引き起こしたのか。閻氏よりも高い家格を誇り、「皇帝の元舅」を中心として政務にあつた耿氏と、「皇后の一族」として力を伸ばした閻氏が竝立した。こうした宮中内事情と關聯し、皇后・太后周圍の側近層もまた變化していったのである。ここで安帝親政前（鄧太后臨朝期）からの、具體的な政治的動向を確認する。先述のとおり、鄧太后は長期にわたる臨朝稱制を續行しており、鄧氏内部からの批判を受けるまでに至つた。しかも鄧太后に對する批判は士人に限定されず、帝の乳母王聖といつた今まで主體性を持つ行動になかつた層にまで廣がつていく。また、宦官も集團としての行動を開始する。そして、鄧太后が永寧二年（121）に崩御してしばらくすると鄧氏は王聖らの誣告によつて、誅滅されたのである。安帝親政時から崩御に至るまでの一連の流れは次のとおりである。

閏・京竝びに中常侍に遷り、江京 大長秋を兼ね、中常侍樊豐・黃門令劉安・鉤盾令陳達及び王聖・聖の女伯榮と内外を扇動し、競いて侈虐を爲す。又帝の舅大將軍耿寶・皇后の兄大鴻臚閻顯 更ごも相い阿黨し、遂に太尉楊震を枉殺し、皇太子を廢して濟陰王と爲す。

明年帝崩じ、北郷侯を立てて天子と爲す。顯等遂に朝を専らにして權を争い、乃ち有司に諷して奏して樊豐を誅し、

耿寶・王聖を廢せしめ、及び黨與皆死徙せらる（『後漢書』宦者孫程傳）。

延光三年、安帝の乳母王聖・大長秋江京・中常侍樊豐太子の乳母王男・廚監邴吉を譖り、之を殺すに、太子數しば爲に歎息す。王聖等後禍有るを懼れ、遂に豐・京と共に太子を構陷し、太子坐して廢せられて濟陰王と爲る（『後漢書』孝順帝紀）。

宦官や乳母およびその關係者たちが一種の派閥を形成し、活発な政治活動を行っていた。今までの士人を中心とした側近層とは明らかに異質な勢力が登場した。太子廢嫡の過程や安帝崩御後に宦官・乳母の一部が耿寶と共に處罰されていることから、耿寶が中常侍樊豐、乳母王聖らともつながりがあったことが考えられる。後漢において、外戚と共に宦官が失脚することはこれが最初となる。外戚と宦官が政治活動において協働する状況が生じたのである。宦官が、權力者に従う受動的な態度から能動的な活動を展開するように變化した²³⁾こと、そして外戚が宦官の政治力を求めるようになった²³⁾ことは、後漢政治史における劃期的事態と評價できる。

閻太后の臨朝はこの動きを更に加速させた。先述のように安帝崩御後、閻顯は耿氏とそれにつらなる乳母、宦官を誅罰した。しかし、太子廢嫡の際に協働したであろう、江京、劉安、陳達などの宦官は引き続き閻氏政權で活動し続けていた。閻氏が宦官の一派を引き続き利用し続けたことは、閻氏排斥の際、惡逆として處罰されたものが宦官ばかりであったことから裏附けられる。おそらく當時、閻氏に敵對する士人官僚は相當數存在したのだろう。先に排斥した鄧氏や耿氏は自身よりも上位の氏族であり、強引な太子廢嫡で反感もかっている。實際宮中にはなお鄧氏派官僚がいたとも指摘される〔東一九九五・二二〇頁〕。

閻氏と士人官僚の關係を検討する上で、車騎將軍閻顯の府に辟せられた崔瑗の事例が参考になる。崔瑗は、近い將來閻顯が失脚するであろうことを悟り、その對策を説こうとしたが、閻顯に會うことすらかなわなかった（『後漢書』崔瑗傳）。對するに、宦官、特に江京に對する信任は厚く、安帝の崩御ならびに北郷侯崩御の危機的状況の際常に彼を傍に置き、そ

の意見を採用している（『後漢書』安思閭皇后紀）。また、閭顯の近くにいた宦官は大長秋兼中常侍の江京のみでなく、中常侍劉安、小黃門樊登など複数の宦官が側近の派閥を形成していた。そのすえに宦官主體の順帝擁立クーデタが決行されたのである。この背景として、閭太后期の短期間における政治傾向が影響していたことは先述のとおりである。宦官を側近として重用したことに加え、鄧氏、耿氏を中心とする寵臣の相次ぐ失脚から士人官僚側にも大きな變動が相次いでいた。その隙間を縫うように宦官が成長したのが安帝親政から閭太后臨朝にかけての時期と考えた場合、順帝擁立クーデタは一連の流れの結果にすぎず、注目すべきは當該期間における持続的な變化である。

そして再度確認すべきは、外戚と宦官の緊密度が以前と比較して顯著になったことである。外戚を基調とする側近集團を持つ太后政治に新たな要素が加わったのはこの時期であると考えられる。そして、その傾向は以後踏襲された。次に、強大な力をもつ外戚が出現した順帝期を検證することで、太后側近勢力の變質を確認する。

第三節 外戚・宦官の相互依存——梁氏政權の特徴——

前節で論じたように、安帝期に宦官は外戚に接近し、黨派を形成するに至った。當該期を一つの分岐點としてとらえるならば、以降の太后・外戚政治にはいかなる特徴が認められるのだろうか。渡邊將智氏は永元四年（92）の「改編」以降の外戚政治の例證として鄧氏と梁氏を挙げる。氏は宦官と外戚が互いに聯携するようになった契機を「改編」に置いているため、「改編」以後の臨朝稱制である、鄧太后期と梁太后期を同一の次元で論じている「渡邊將智二〇一〇a」。しかし、宦官の伸張には制度面の變革もさることながら、上記のような安帝期の政治状況も作用したはずである。つまり太后臨朝のあり方自體、安帝親政期前後の時代を挟んだ両者は異なっていたと考えられる。以下、順帝梁皇后と梁氏一族の動向を中心に、當該期の政治状況を検證する。

梁皇后の父である梁商は功臣家の出身であり、若くして郎中、黃門侍郎を歴任している。永康元年（126）に父の後を嗣

いで乘氏侯となり、三年（132）には順帝自らが商の娘を後宮にいられている。これと同時に商は侍中、屯騎校尉に遷った。そして陽嘉元年（132）娘が立后したことから益々厚遇され、位は特進、執金吾を拜し、三年（134）には大將軍に就任する。後漢では建國期を除き、大將軍に就任したのはほとんど皇帝嫡母の兄弟であったが、梁商は皇后の父でありながらの拔擢である。梁氏自體の家格が高く、梁商個人も皇帝から厚く信任されていたことがわかる。梁氏を中心に士人中心の政治集團を樹立することは恐らく可能であったろうし、それ以前の功臣家出身の太后は實際そのような手法をとっていた。しかし、梁商およびその子である梁冀はむしろ宦官との聯携を強めていった。梁氏と宦官のつながりは先學も指摘するが〔東一九九五・二二八～二三七〕〔富田二〇〇一〕〔渡邊將智二〇一〇a〕、これをあらためて後漢政治史に位置附けるのであれば、順帝から梁太后臨朝期までは功臣家までが宦官と提携し、宦官と外戚の提携が決定的になった時代であると評價できる。皇帝輔弼集團に必要な要素として宦官が加わったのである。これが今までの太后を中心とした臨朝稱制に變化を加えていく。

では、梁氏は具體的にいかに宦官と提携したのか。次の『後漢書』梁冀傳の記述はその考證材料の一つである。

小黃門曹節等の事在中に用うるを以て、遂に子の冀・不疑を遣して與に交友を爲さしむるも、然るに宦者商の寵任せらるるを忌みて、反つて之を陥れんと欲す。永和四年、中常侍張達・遽政、内者令石光、尙方令傅福、冗從僕射杜永連謀し、共に商及び中常侍曹騰・孟賁を譖り、諸王子を徴し、圖りて廢立を議すと云い、商等を收めて罪を案ずるを請う。

梁商は順帝期に梁冀、梁不疑を通じて宦官曹節と友好關係を結んでいる。更に敵對する宦官が梁商と中常侍曹騰、孟賁の三者をまとめて陥れようとしたことから、彼らが近しかったことが推測される。

この傾向は梁冀にも繼承される。渡邊將智氏は、梁冀の權力の淵源を將軍府に求める〔渡邊將智二〇〇七b〕。將軍府の士人との關係に加え、宦官と梁冀の聯携は、政權掌握後も繼續していた。冲帝崩御後の新帝指名に際して、梁冀が中常

侍曹騰の意見を重く入れて桓帝指名に踏み切ったこと（『後漢書』清河王傳）、桓帝が梁冀の誅罰をはかった際、事前に計劃を察知した梁冀が中黃門張憚を使役して状況把握につとめたこと（『後漢書』梁冀傳）が一例として挙げられる。

また、外戚の権力基盤増大の要素として安帝期以降の大將軍の所在が挙げられる。渡邊將智氏は三公府と大將軍府が政策案の作成・審議の中心的機關であり、皇帝の支配意思の形成と實現を支えていたとする「渡邊將智二〇〇八」。従うべきであろう。これに補足すべきは有力外戚の首都常駐化である。章帝竇皇后臨朝期の竇憲以降、もっぱら嫡母の父兄が皇帝ないし太后の意思決定に関わったが、安帝期まで大將軍などの有力外戚は常に都に在るとは限らなかった。竇憲の匈奴遠征はいうまでもないが、鄧太后の兄、鄧鸞も一時期漢陽まで遠征し、都をあげている。

しかし、閻太后の臨朝時、兄の閻顯は大將軍にこそ就任しなかったものの常に都を離れず、次代の梁太后臨朝期の外戚の領袖、特に大將軍も同様である。第一章で述べたとおり、皇帝が正常に政務を執りえない場合は、本来太后に全ての権限が集中するようになっていた。しかし、安帝期以降は外戚出身の大將軍が外征に與ることなく、京師にて政治に參與するようになった「廖伯源一九八九」。更に、この外戚が、権力の淵源であつたはずの太后から一定の距離を保つようになる。

太后臨朝の變化として、まず「屬籍を削る」措置がなされなくなったことが挙げられる。第一章第三節で論じたように、太后は自身の一族統御の手法として、屬籍の管理権を有していた。しかし、この事例はいずれも鄧太后臨朝期をくだらず、以降はたとえ外戚と太后が反目しても屬籍を削る措置はみられなくなる。これに限らず、太后が自らの一族を罰する事例も後漢後期にはみられない。太后による外戚統御が稀薄化したことの傍證となろう。

更に『後漢書』順烈梁皇后紀に見えるように梁太后は生前、桓帝に政權を返還している。

和平元年春、政を帝に歸し、太后 寢疾遂に篤く、乃ち輦に御して宣德殿に幸し、宮省の官屬及び諸梁の兄弟を見る。

詔して曰く「朕 素より心下の結氣有り、聞より以來、加うるに浮腫を以てし、飲食を逆害し、寢や以て沈困す。（中

略)今皇帝・將軍兄弟を以て股肱に委付す。其れ各自ら勉めよ」と。後二日して崩す。

死の直前とはいえ太后が平和裏に皇帝に政權を返還した例は兩漢を通してこの一例しかみあたらない。その他の太后は政變でも起らない限り終身稱制しており、太后崩御ののちは即座に外戚が失脚することが常であった。梁冀が太后の後援をさほど必要としなかったことがうかがえる。太后崩御後の梁冀は依然として權力を握り續けた。梁冀は自身の妹を桓帝皇后としているが、政治的發言力がほとんどない皇后は自らの政治的基盤として十分ではない。

この梁冀の權力の正當性に關して、渡邊將智氏は皇帝が外戚に「輔政」を委ねる行爲は章帝の遺詔によつてすでに正當化ははかられていたと指摘した上で、梁氏政權について詳述している。すなわち、順帝が輔政者の地位を梁商から梁冀に事實上世襲させたことによつて外戚による「輔政」の正當性が改めて確認されたとするのである〔渡邊將智二〇一〇a〕。前述の梁太后の詔も同様の性質を持つであろう。確かにこう考えると輔政の任にあたつた外戚が太后をとおさなくとも直接皇帝に助言する正當性を獲得しうる。しかし、太后に權限が集中していた時期には外戚輔政の正當性が顕在化することはなく、安帝期以降、外戚と宦官の聯合體制がとられる中でそれが顯著になつていったのだと考えられる。大將軍の首都常駐化、そして宮中の新興勢力たる宦官との提携により、外戚個人が持つ政治的發言力はより巨大化した²⁴⁾。安帝期、順帝擁立を経て、太后政治が變質する過程をこのように整理しうる。ただし、宦官は集團として力を發揮するようになるが、この段階では外戚・太后を凌駕するに至っていないことに留意しなければならない。あくまで外戚の領袖が政治の實權を握り、それに宦官が附隨することで相互依存的な政治活動を行つていたのである。

第三章 嫡母の失墜

第一節 嫡母の相対的地位低下

こうして太后臨朝のあり方が變化していくにつれ、嫡母の優位性も次第に低下していく。この動きは特に桓帝期から顯著になる。本節では當該期の詳細を検討する。

先述のように、後漢代には血縁関係のない嫡母が皇帝の「母」として疑似親子関係を結ぶことが定着した。もともとは皇太后は必ずしもその前提として皇后たることを要しなかった〔鎌田一九六二・五五四～五五五頁〕。むしろ、實母の方が優位に立った例も數例みられる。²⁵⁾

しかし、後漢になると状況は一轉する。轉換點となったのは前漢平帝期である。平帝の實母、衛氏一族は王莽の策により都に來ることが許されなかったが、この傾向は踏襲され、後漢期に外藩から皇帝が入ってもその實母が政治的に發言力を持つことはほとんどなかった。²⁶⁾ 谷口氏の述べる皇帝嫡妻としての皇太后の權限〔谷口一九八〇〕はむしろ前漢末期から後漢初期に端を發するものである。そして後漢期には皇帝に問題がある場合、嫡母が「母」として輔政する體制が整備された。嫡母は絶對であり、安帝期を境に政策立案機關としての外戚が太后から獨立傾向をみせるようになるが、桓帝期まではまだ嫡母の優位性に大きな變動はなかったと考える。

だが桓帝期以降、嫡母の力は相対的な低下をみせる。その原因の一つが實母の復活であり、一例として桓帝實母廢皇后をあげうる。彼女は和平方元(105) 梁太后崩御ののち皇后の尊號を贈られ、宮を永樂として正式の皇太后と同様の禮遇を加えられた(『後漢書』孝崇廢皇后紀)。桓帝梁皇后崩御と梁冀の誅罰が延熹二年(189) であるので、彼女は梁冀政權の只中に宮中に迎え入れられたこととなる。嫡母である太后崩御ののちも皇帝實母が存命であった例としては章帝實母賈皇

后をあげるが、彼女は特筆すべき禮遇を受けていない。屢皇后自身は政治に携わるには至らなかつたが、次代、靈帝實母の董皇后が同様の禮遇で宮中に入り、政治に干渉するようになる端緒を開いたものと評價される。前漢以來途絶えていた、皇帝實母への禮遇の復活について、保科氏は和帝實母梁貴人が皇后位を追尊されたことを、後漢における實母の優遇と嫡母の相對的地位低下の始まりとしている〔保科二〇〇二〕。確かに氏が指摘するように、これ以後斷片的に諸侯王家出身の皇帝の實母が、皇帝の實父（諸侯王）の正妃を差しおいて、皇后位を贈られる事例がみられるようになる。しかし、安帝實母は皇后位を贈られたとはいえ、實際に中央政界で力を振るつたのは、清河王妃の耿氏一族である。順帝の生母李氏も順帝の即位後は皇后位を追尊されたが、その一族は中央政界に進出しなかつた。實母の一族が連續して中央への進出を果たさなかつたことからみるに、かれらが個人的な意志で進出しなかつたのではなく、實母の一族が中央政界に進出する環境がなかつたと考ええる方が自然である。和帝實母の梁氏一族が、竇氏失脚以後、中央政界に進出したことは功臣家の一員という梁氏の資格によるところも大きかつただろう。皇帝實母への禮遇を契機として、太后の相對的地位低下が政治的現實に顕在化するのには、やはり桓帝期以降である。

また、宦官もいよいよ勢力を擴大し、黨錮の禁を経た靈帝期には張讓、趙忠が宦官でありながら列侯に封じられた。靈帝は彼らを「父母」と呼稱し（『後漢書』宦者張讓傳）、そのことから靈帝が張讓、趙忠に相當な親近感を抱いていたことがわかる。また宦官が新帝擁立に携わることには往々にしてありえたが、その功績から皇帝の信任をえることも少なくなかつた。孫程や曹騰がその例である。援立の功は疑似親子關係とまでは言えないが、皇帝と宦官の個人的なつながりとしてそれに準じる重みを持つていたと考える。

そしてまた、中心勢力となるには至っていないが皇帝の乳母も安帝期から成長をみせるようになる。安帝乳母の王聖については先述したが、それだけではなく順帝乳母の山陽君宋娥も宦官黃龍らと結託し中常侍曹騰、孟賁らを陥れようとした（『後漢書』宦者孫程傳）。乳母たちの政治力も顕在化を果たしたのである。

こうした實母・宦官・乳母などの新興勢力が、皇帝との個人的なつながりを基盤に實質的な輔弼勢力として顕在化していった。後漢の太后は新帝の「母」として疑似親子関係を結んでいたが、後漢後期になり、その輔弼者の枠が擴大していったのである。

一方で長らく正式な「母」とみなされていた太后にはいかなる變化が訪れたのか。まずは第一章第二節で紹介した桓帝・竇皇后の例を参照する。彼女は桓帝崩御後、當時十二歳であった靈帝を皇帝に指名し自ら臨朝した。しかし、彼女の父である大將軍竇武は宦官と敵対し、宦官排斥を謀った末に反撃され、竇氏一族は誅罰の憂き目にあう。そして、竇太后自身は南宮の雲臺に遷され、家族は比景へ流された。

これと比較すべきは章帝竇皇后である。彼女も同じく「子」である皇帝自身が皇位に即けた和帝から政權を奪取された。しかし、彼女は竇氏排斥ののちも遷宮などの處罰を受けていない。皇太后位を剝奪するか否かの議論が起こったのもその崩後である。

もう一人、生前に政權を奪取され、宮を遷された太后としては安帝閻皇后がいる。しかし彼女は自身が擁立した皇帝から追い落とされたのではない。以前、自らの手で皇太子の座から追い落とした順帝により政治的立場を失ったのである。少なくともクーデタの時点では「母」子の關係は成立していなかった。つまり、自身のたてた皇帝により處罰を被った太后は、兩漢を通して桓帝竇皇后ただ一人であった。

しかも彼女は南宮に幽閉されたのみならず、死後に宦官たちにより遺骸をさらされた。

宦者 怨みを竇氏に積み、遂に衣車を以て后の戸を載せ、城南の市舎に置くこと、數日、中常侍の曹節・王甫 貴人の禮を用て殯せんと欲す。帝曰く「太后 親ら朕の躬を立て、大業を統承せしむ。詩に云う「徳として報いざるは無く、言として酬いざるは無し」豈に宜しく貴人を以て終うるべけんや」と。是に於いて喪を發して禮を成す（『後漢書』陳球傳）。

貴人として葬られること自體は、靈帝によつて阻止されたものの、遺骸をさらされる屈辱にあつた事實は覆せない。これらの事例は太后の權威低下の明證にはかならない。また、太后の權威低下と關聯して、皇后の權威にも變化が生じた。桓帝の頃より皇后の暴室送りが頻見するようになったのはその證左である。暴室に關して、『後漢書』桓帝鄧皇后紀注所引『漢官儀』は次のように記す。

暴室 掖庭内に在り、丞一人、宮中婦人の疾病者を主る。其の皇后・貴人の罪有らば亦た此の室に就くなり。

暴室とは病院であり、牢獄に轉用された。記述の限りでは、皇后も暴室に送られうる。しかし、桓帝期以前には皇后の暴室送致は全くみあたらない。

一方、桓帝以降の廢后は全て暴室に送致されたのである。桓帝鄧皇后（『後漢書』桓帝鄧皇后紀）、靈帝宋皇后（『後漢書』靈帝宋皇后紀）がこれにあたり、強制か自主的かの差はあるにせよ、ともに暴室に送致されている。皇后の權威が明らかに低下していることがここからわかる。

最後に、太后の政治的權限も低下したことを指摘しておく。靈帝崩後、何皇后は自身の實子である少帝を即位させるが、この時宮中にはまだ靈帝實母である董皇后も健在であつた。董皇后は同じく靈帝の實子である劉協を養つており、彼らの實祖母として永樂宮で政治介入を續けていた。何太后が臨朝稱制し、正式に皇帝の政務を代行していたのに對し、董皇后も對抗して政治介入を行つていたのである。有效な史料として『後漢書』孝仁董皇后紀を擧げることができる。

中平五年、後の兄の子衛尉脩侯重を以て、票騎將軍と爲し、兵千餘人を領せしむ。初め、后自ら皇子協を養ひ、數しば帝に勸めて立てて太子と爲さんとし、而るに何皇后之を恨む。議未だ定むるに及ばずして帝崩す。何太后臨朝し、重太后の兄大將軍進と權執相い害し、后毎に政治に參干せんと欲し、太后輒ち相い禁塞す。

最終的には何太后が勝利したのだが、臨朝稱制した太后が絶對ではなくなった狀況がうかがえる。

以上のように、皇帝實母や宦官など、廣義の親子關係もしくは皇帝擁立に關與した新興勢力が次々と伸張しつつあつた

のに對し、先帝の正妃であった太后の權威、權力は相對的に低下した。また、功臣家ひいては「皇后家」として權勢を振るってきた一族も桓帝竇皇后を最後に、皇后を出さなくなる。もつとも、靈帝何皇后、獻帝曹皇后は例外として、以降の皇后の家格が著しく低下したわけではないことは附け加えておくが、權威を備えた功臣家の衰微は太后の權威低下をさらに助長したであろう。新興勢力の伸張と傳統勢力の衰微の結果、皇帝輔弼候補者が擴大したのである。

第二節 皇太后・外戚の間隙

前節でみたように、新興勢力の擡頭により太后の力は減退していったが、これと前後して太后の側近層にも變化が認められる。安帝期より外戚の領袖が洛陽より離れなかつたことは先述のとおりであり、外戚は宦官と聯携して内外の政治に携わるようになった。順帝梁皇后の臨朝稱制時はそれが特に顯著にあらわれた時期である。しかし梁氏の誅滅以降、外戚の領袖は儒家官僚との結びつきを強め、宦官と對立する傾向を深めていく。一方、太后の側は時には外戚と同様、宦官の力も必要としていた。後述のように、太后の宦官への依存は後漢中期以後特に高まっていく。太后の地位は、外戚・宦官の両者が揃い、初めて萬全であったのだが、両者は反目し、輔弼機能に不備をきたすようになっていた。しかし、外戚の主張する宦官の殲滅を、太后が實行することは不可能であった。それは、太后の執政のあり方の變化と大きく聯動している。

まず、太后の行動は和帝鄧皇后臨朝期と比べ限定されている。外戚の提言に對し、太后が最終決定を下す事例は後々までみられるが、太后個人の政治的活動は目立たなくなつた。それと關聯してか、太后本人の行動範圍も狭まっていた。第一章で述べたように、本來臨朝稱制中の太后は前殿まで出向き、皇帝と同じように執政していた。とりわけ第一章第三節で述べたとおり、和帝鄧皇后の行動範圍は廣く、必要な際には臣下に接していた。⁽²⁶⁾しかし、順帝梁皇后以降、政權を皇帝に返還する時に宮省の官屬及び諸梁の兄弟に接したこと（『後漢書』順烈梁皇后紀）を除き、太后はほとんど群臣と面會し

なくなっている。事實、『後漢書』何進傳には次のようにある。

（何太后）曰く、「中常禁省を統領すること、古より今に及ぶ。漢家の故事、廢すべからざるなり。且つ先帝新たに天下を弃て、我、奈何ぞ楚楚として士人と對して事を共にせんや」と。

臨朝稱制していても何太后は士人と對面することに抵抗感を持ち、宦官の存在が必要不可欠であるとした。臨朝という言葉は、そもそも「朝に臨む」、つまり群臣の前に出ることをあらわしていたが、この時期には實態が言葉本來の意味とはかけ離れてしまった。後漢後期には太后が主體的に政治に携わる體制は失われたのである。

そして、實際に太后に近侍していたのは宦官である。桓帝竇皇后は、桓帝が崩御すると桓帝の寵姫であった田聖を殺し、更に他の貴人たちを誅せんとしたが、中常侍がこれを諫め、太后は思いとどまった（『後漢書』桓思竇皇后紀）。太后の意思決定に宦官が大きく關與していたことがわかる。

また、靈帝何皇后と宦官の關係については『後漢書』靈思何皇后紀が参考になる。

時に王美人妊娠し、后を畏れ、乃ち藥を服して之を除かんと欲するも、胎安らかにして動かず、又數しば夢に日を負いて行く。四年、皇子協を生み、后遂に美人を酖殺す。帝大いに怒り、后を廢せんと欲するも、諸宦官固く請いて止むを得。

このように、何皇后は宦官の制止によって廢后を免れた。彼女の場合、妹が張讓の子に嫁いでいることから宦官との緊密度が著しく高い。后妃と宦官の相互依存自體は以前から存在するし、それが安帝親政期以降本格化することはすでに指摘した。靈帝實母董皇后も政治介入に際して宦官を使っていたが、自身と拮抗する勢力が存在する宮中において、宦官を使つて意思を貫くことは必要であつただろう。先述した嫡母の權威・權力の低下もそれに拍車をかけたと考ええる。

次に、太后を取り巻く集團として、外戚を考察する。まず、外戚の領袖が就いた官職をみる限りでは大した變化は起こっていない。桓帝竇皇后の父、竇武も桓帝崩後、靈帝を立てることを皇后に進言し、靈帝即位後、大將軍に就任してい

る（『後漢書』竇武傳）。こののち竇武の失脚により、太后もまた権限を失ったことから兩者の相互依存関係は明らかである。

靈帝何皇后も、何進の力を必要としていた。『後漢書』孝仁董皇后紀の記述を左に挙げる。

（董）后忿恚し詈り言ひて曰く、「汝の兄に怙めるか。當に票騎に勅して何進の頭を斷ちて來たらしむるべし」と。何太后聞きて、以て進に告ぐ。進三公及び弟車騎將軍苗等と奏す。「孝仁皇后故の中常侍夏惲・永樂太僕封諳等をして州郡に交通し、在所の珍寶貨賂を辜較し、悉く西省に入らしむ。蕃後の故事京師に留まるを得ず、輿服章有り、膳羞品有り。請うらくは永樂后宮を本國に遷さんことを」と。奏可せらる。何進遂に兵を擧げ驃騎府を圍みて重を收む。（重）免官せられ自殺す。后憂怖し、疾病し暴に崩ず、在位二十二年。

このように何太后は、董皇后を失脚させるために何進の協力を仰いでいたほか、何進は外戚の例に漏れず頻繁に宮中に入り、太后と面會していた。太后は一面においては自身の一族である外戚に頼っていたのである。

しかし、外戚と太后の間に齟齬が生じていた事實も同様に存在する。外戚は、擡頭する宦官を脅威に感じ、宦官と對立し、士人官僚との聯携を強める傾向にあった。特に、大將軍をはじめとする外戚の領袖は自身の幕府を持ち、人材を辟召することで士人を中心とする自らの側近集團の形成が可能であった。士人の中心勢力として機能するようになったのである。一族の女性が太后となった段階、もしくはそれ以前から外戚の領袖が大將軍に就任し、都から離れず、政治に携わるようになった。そこに太后の意思は存在しない。太后が最終決定を下す権限は残されていたものの、政治の中心となりうる環境は失われたと考えられる。こうした状況下において、太后が身近な存在であり、なおかつ政治力を保有する宦官に接近することは自明の理である。嫡母の力の低下、加えて皇帝實母などの拮抗勢力が存在した時期であればなおさらである。しかし、外戚の理想は太后の現實から乖離していた。以上の要因から、宦官をめぐる外戚（大將軍）・太后の對立が表面化したのである。

ここで『後漢書』竇武傳の事例を一つ参照する。

太后曰く「漢來の故事 世よ有り、但だ當に其の罪有るを誅すべし、豈に盡く廢すべけんや」と。時に中常侍管霸才略有り、省内を專制す。武先に霸及び中常侍蘇康等を誅するを白し、竟に死す。武復た數しば曹節等を誅するを白し、太后 允豫して未だ忍びず、故に事 久しく發せず。

竇武に宦官殲滅を進言された際の竇太后は宦官の存在を、傳統的なものとして排斥に難色をしめしている。竇太后の場合、必ずしも宦官と癒着状態であったとは斷言できないが、宦官殲滅という外戚の極論と太后の意見が食い違っていたことはわかる。²⁹⁾ 後漢後期の太后は宦官を必要不可欠なものともみなしていたのである。

その對立は靈帝何皇后臨朝期に更に加速した。何皇后は臨朝期に、士人勢力の中心人物としてふるまっていた兄の大將軍何進と宦官の處遇を巡って争い、兩者の對立は、地方官を召喚する軍事行動にまで發展し、遂に何進は宦官の手により殺害されたのである（『後漢書』何進傳）。

外戚は太后臨朝に必要な要素ではあるが、外戚が政策立案機關として定着することで、外戚は以前ほど太后を必要としなくなった。一方側近集團としての宦官はますます太后に重用された。宮中に太后に代わる「母」たる存在がいる場合、太后は獨自の地位を持つ宦官を側近とすることで己の意志、立場を堅固にしたのである。宦官自體が輔弼勢力として重要視されていく中でもその状態は續けざるをえなかった。實母、嫡母は宦官と提携することで己の政治的基盤を作っていた。諸勢力が生まれる環境とそれを支える宦官という條件が整った結果、後漢中央政權は、各勢力が割據する状態となり、皇帝輔弼候補者が肥大化していったとみることができる。後漢の時代相ともいえる嫡母の優越性はもはやそこには存在しない。太后の側近勢力、つまり士人官僚を統括する外戚と禁中での生活、勢力擴大に必要な宦官は反目しあい、もはや太后臨朝が正常に行える環境ではなくなった。そして、中央政權は混亂をきたした末、外からの勢力、董卓に一掃されたのである。

おわりに

以上、本稿では後漢の臨朝稱制の體制、側近勢力の沿革をおった。前漢代では、太后の嫡母と實母の別は嚴密には規定されていなかった。それに對し、後漢では皇帝代行者としての嫡母の權限が確立し、皇帝と直接血縁關係になくとも「母」として政治に携わることが定着した。太后となりうる資格を持つ人物が限定されたことも、功臣家出身の太后に權限が集中しうる地盤を形成していった。臨朝稱制が行われる場合、全ての權限は太后に集中し、太后中心で政治が行える環境も存在していた。皇帝が正常に政務を執りえない場合、「母」の絶對性のもとに政治が動くようになっていたのである。

しかし、後漢中期、安帝親政期前後から太后を中心とする政治體制に變化が起こる。安帝親政期の輔弼集團竝立狀態から起こる宦官の擡頭と外戚勢力との聯携、そして、太后の意思を介在せずに高官となった外戚の領袖が、宦官と提携しつつ、實質的な政策立案機關として京師に常駐したことから、太后の政治的實權が次第に外戚へと移っていった。外戚、宦官の提携は梁氏のような功臣家でも行われ、宦官は太后の側近としての地位を固めていった。外戚と宦官が聯携したこと、大將軍が常に中央の政務に携わるといった狀況が次第に太后を士人と關わる政治の場から遠ざけていった。太后の個人的資質に依據しない、外戚を中心とする輔政機構が整備されていったのである。

そして、桓帝期には太后の權威すら低下し、功臣家は桓帝竊皇后を最後に、皇后を出さなくなる。また、外戚は勢力を増大させる宦官に危機感を抱き、士人官僚とのつながりを深め、外戚・宦官の両者は激しく對立するようになった。しかし、宦官と外戚が聯携していた時期を経て、宦官は既に太后の側近として必要不可欠な存在となっていた。しかも皇帝の實母も宮中に居住する可能性があったことから、宮中での霸權争いにおいて、宦官はより重要視されるようになった。輔弼候補者が亂立する宮中で、宦官はそれらを利用しつつ自身の基盤を固めていた。そして太后は外戚大將軍と間隙を生み

ながらも宦官を利用せざるをえない状況にあった。もはや現實問題に關して、太后を中心とする政治環境は崩壊していたのである。太后・實母・外戚大將軍・士人官僚らがそれぞれの利害の下、個々流動的に活動するのであって、特定の人物に権限が集中することはなくなる。臨朝稱制中の太后であっても例外ではない。こうした嫡母の失墜とともに、後漢宮中における皇帝輔弼勢力は肥大化をみせ、皇帝代行者としての、太后の特權的地位は失われたのである。

後漢一代をとおして、整備されたはずの嫡母の力が分散されていく過程が浮き彫りとなる。そもそも實母、嫡母を含めた母の、王ないし皇帝代行は古くからみられるが、以後、「母」は必ずしも絶對的な力を持たなくなる。太后執政の否定は後漢末以降の新たな政治體制、臣下・宗室による輔弼を形成する直接的な契機であった。以降の時代については今後の課題として、筆を擱く次第である。

註

(1) 渡邊義浩氏は本文中では「儒教的官僚」の用語を用いている。

(2) また、秦始皇帝の母後の事例(『史記』始皇本紀)では、太后の印璽が重要な役割を果たしている。戰國以前にも幼少の王が即位した場合、母後の意志は一定以上の役割を果たしたものと考える。

また、趙の孝成王が即位したときには、太后が政治を執っていた(『史記』趙世家)。韓の場合も桓惠王が幼少にして太后が執政していたとの指摘がある(『戰國策』魏策三第八章吳師道注)。太后の執政は、秦やその制度を多く引き継いだ漢に特有の事例ではない。

(3) 後漢では、章帝竇皇后が和帝に、桓帝竇皇后が靈帝にそ

れぞれ政權を奪取されている。

(4) 前漢では高祖呂皇后、元帝王皇后が臨朝稱制を行っている。加えて、景帝王皇后が臨朝したとの解釋もある「小竹文夫・小竹武夫一九九五・一三八頁」。しかし、武帝即位直後の政情、特に丞相、御史大夫の任免や、政治活動に大きく関わっていたのはむしろ竇太后である。王太后が姑である竇太后を押しつけて臨朝したとの解釋は不自然であろう。また、武帝が當時一六歳で既に成人していたこと、さらに『漢書』において、武帝期の太后臨朝を示唆する文言が存在しないことをあわせて考えると、太后臨朝の事實があったとは考えにくい。竇太后の發言力が強い状況であったことは間違いないだろうが、臨朝稱制があったとまでは

言い切れない。また、下倉氏は昌邑王劉賀の廢位の際、上官太后が臨朝稱制していた可能性を示唆するが、斷定は避けている「下倉二〇三」。よって確實に臨朝稱制していたといえるのは、高祖呂皇后と元帝王皇后の二例のみであろう。

後漢における臨朝稱制は、章帝竇皇后、和帝鄧皇后、安帝梁皇后、順帝梁皇后、桓帝竇皇后、靈帝何皇后の六例である。

(5) (註3)の事例に加え、安帝閻皇后は自身が追い落とし
た皇太子である順帝により攝政の座を追われている。

(6) 西嶋定生氏は、この際、昌邑王劉賀は高廟親詣を行つて
おらず、即位儀禮を完結していなかつたと解釋する「西嶋
一九七五」。

(7) 岡安氏はこれに加えて太后は皇后の廢立權も有していた
とするが、論據とする史料が皇帝との個人的關係に依據す
ると思われるものも多く、立證のためには更に慎重な議論
が必要である「岡安一九八三b」。

(8) 『後漢書』安帝紀「太后猶お臨朝す」の一文に對し、李
賢は公羊傳の「猶なる者、止むべきの辭なり」を引き、安
帝を立てた鄧太后が引き續き臨朝することを暗に批判して
いると解釋する。しかし、後世の解釋であり、この見解を
そのままいれることは危険である。

(9) 特に、竇氏にこの傾向が顯著である。竇氏は明帝期に獄
死しているが、その娘は立后し、章帝竇皇后となった。ま
た、章帝竇皇后の死後、和帝期に竇氏は誅せられたが、桓

帝竇皇后を出した。その他、梁氏は安帝期に梁安國の罪が
原因で多くの成員が免官になったが、それと時を隔てずし
て順帝梁皇后を出した。

(10) 前漢には、前述のように卑賤な身分出身の后妃もしばし
ばみられるが、それも前漢後期から變化してきたと考えら
れる。元帝王皇后が、成帝趙皇后立后に際して、彼女が元
官婢であることを原因に異議を唱えたのはその表れである
う。

(11) 章帝竇皇后の母は沘陽公主、祖母は内黃公主である。和
帝鄧皇后の從兄弟、鄧乾も泌水公主を娶つており、和帝實
母の梁氏も叔父が舞陽長公主と婚姻關係にある。

(12) 章帝竇皇后の策謀により梁氏が族滅された際、和帝實母
梁皇后の妹の梁氏(樊氏夫人)はおそらくは婚姻關係ゆえ
に處罰を免れ、のちに和帝に訴え出ることにより一族の復
興に一役かっている。

(13) 皇后の身分の安定化については、渡邊義浩氏も指摘して
いる「渡邊義浩一九九〇」。

(14) ただし、臨朝していた鄧太后に對して、馬太后は臨朝し
ていない。馬太后は京師にいる年少の諸侯王たちに教育を
行ったことがあるが(『後漢書』明德馬皇后紀)、併せて考
えると太后は皇帝の嫡母として劉氏、出身氏族に對して一
定の權限を持つていたのかもしれない。岡安氏は、臨朝の
有無に關わらず、太后には外戚を統御する權限があつたと
する「岡安一九八三b」。また、下倉氏も概ね岡安氏の論
に従い、臨朝していない太后であっても、皇帝の「家事」

とでも稱すべき事項に關しては、公に詔を發して指示を下すことができたとする「下倉二〇〇三」。使用史料の選別や當時の人間關係、更には「家事」と「公事」の境界に關して、さらに精密な議論が必要であろう。

(15) 章帝竇皇后の兄、竇憲は匈奴遠征、和帝鄧皇后の兄、鄧鸞は對羌族遠征をそれぞれ行っている。

(16) 具體例として、章帝竇皇后の弟である竇景、竇瓌を擧げることができる。

(17) その要因として、鄭衆、和帝とのつながりも考えられるが、史料上では永元四年(92)のクーデタにおいて蔡倫が關與したとの記載はみいだせない。

(18) 渡邊義浩氏は、「鄧太后臨朝下において、宦官中常侍及び小黄門が、「秘書官」的地位への進出を始めた」とする「渡邊義浩一九八三」。富田氏も朱穆の上奏文に多少の誇張がみられることを認めながらも、鄧太后が「省尚書事」補完のための人的要因として宦官を求め、當該期に宦官の「省尚書事」機能の實質的獨占が開始されたことを指摘する「富田二〇〇一」。

(19) 鄭衆は鄧太后の生前に死去したが、その養子が處罰を受けたという記述も存在しない。

(20) 安帝妹の濮陽長公主を娶った耿良は侍中に任じられていた。

(21) 閻氏から皇后が立った理由は、鄧太后との姻戚關係故であらう。閻太后の叔母は鄧太后の兄、鄧弘に嫁いでいた。

(22) ただし、鄧太后臨朝期に司空周章が鄧氏一族とあわせて

宦官鄭衆、蔡倫を排除しようとしたことがあったが、これだけでは鄧氏と宦官勢力が結託していたとは考えられない。例えば耿寶が宦官李閭を高位に据えようとするなどの宦官、外戚が結託した政治運動はこの時期にはみいだせないからである。

(23) 渡邊將智氏は、永元四年(92)の士人官僚禁中出入禁止令以後、外戚と宦官は互いの聯携を必要とするようになったと制度的に論じている「渡邊將智二〇一〇a」が、上述した安帝期の政治狀況も考慮するべきであろう。

(24) 富田健之氏は、和・安帝紀における外戚の權力發動の基盤はあくまで皇太后臨朝であったが、順帝期に三公(府)および尚書(臺)が太后臨朝を代替するようになり、後半期には外戚による録尚書事の權掌握が起こったことを指摘する「富田二〇〇〇」。氏はまた、鄧太后臨朝稱制から中常侍の「省尚書事」關與が始まり、梁氏が「省尚書事」機能を握る宦官勢力との聯携・協働によってその基盤を補強していったことを指摘する「富田二〇〇一」。太后と外戚の政治的緊密性と尚書體制との關聯の是非については、別稿にて論じたい。

また、好竝氏は梁太后と梁冀の力關係は既に後者が優位に立っており、梁冀の權力は宦官の中常侍を支持基盤にしていたと指摘する「好竝二〇〇七」が、考察が十分でない。なお検討の餘地が残されている。

(25) 例として、戰國秦の宣太后も恵文王の正妃でなかったにも拘わらず、武王の正妃を國に歸らせ自らが實權を握った。

前漢哀帝期の場合も、哀帝の生前は嫡母である王太后よりも實祖母である傅太后が實権を握っていた。

(26) 後漢代、皇帝實母が宮中で權勢をふるった例は、靈帝實母の董皇后のみである。ただし、桓帝實母の廢夫人は皇太后と同様の禮遇を受けている點に留意する必要がある。

(27) 靈帝宋皇后は章帝實人を先祖に持ち、叔母が渤海王の正妃となった。本人も寵愛を受けずして立后していることか

ら、その家格の高さから選ばれたと推測できる。獻帝伏皇太后も桓帝の娘、陽安公主を母にもつ。

(28) この他、鄧太后が大臣の夫人たちと宗廟に出向いた記録もある。

(29) 富田氏は、この事例より皇太后が臨朝稱制するに際して、「省尚書事」を補完する宦官の存在が不可欠なものであったと指摘する〔富田二〇〇一〕。

引用文献一覽

〔日本語文献〕五十音順

大庭 脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』、創文社

岡安 勇 一九八三 a 「中國古代史料に現れた席次と皇帝西面について」『史學雜誌』第九二編第九號、一〇三二頁

岡安 勇 一九八三 b 「漢魏時代の皇太后」『法政史學』三三五、一四〇二六頁

小竹文夫・小竹武夫譯 一九九五 『史記』列傳三、ちくま學藝文庫

狩野直禎 一九九三 『後漢政治史の研究』、同朋舎出版

鎌田重雄 一九六二 『秦漢政治制度の研究』、日本學術振興會

小林 聰 一九九三 「後漢の少數民族政策について」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社會學的研究』、中國書店、九七

一三八頁

下倉 涉 二〇〇一 『漢代の母と子』『東北大學東洋史論集』八、一〇五三頁

下倉 涉 二〇〇三 「太后詔曰」攷』『東北大學東洋史論集』九、二七〇五二頁

谷口やすよ 一九七八 「漢代の皇后權」『史學雜誌』第八七編第一號、三六〇五四頁

谷口やすよ 一九八〇 「漢代の「太后臨朝」」『歴史評論』三五九、八六〇九八頁

富田健之 一九八二 「後漢時代の尙書・侍中・宦官について——支配權力の質的變化と關聯して——」『東方學』六四、三〇〇四二頁

富田健之 二〇〇〇 「後漢前半期における皇帝支配と尙書體制」『東洋學報』第八一卷第四號、一〇三二頁

- 富田健之 二〇〇一 「後漢後半期の政局と尙書體制——『省尙書事』をめぐって——」『九州大學東洋史論集』二九、一～二八頁
- 西嶋定生 一九七五 「漢代における即位儀禮」『榎博士還暦記念東洋史論叢』四〇三～四二二頁。
- 東 晉次 一九七五 「後漢初における皇帝支配と外戚・諸王」『名古屋大學東洋史研究報告』三、一～二四頁
- 東 晉次 一九九五 「後漢時代の政治と社會」、名古屋大學出版會
- 保科季子 二〇〇二 「天子の好迷——漢代の儒教的皇后論」『東洋史研究』第六一卷第二號、一～三〇頁
- 好竝隆司 二〇〇七 「皇太后稱制の統治機構」『廣島東洋史學報』一二、九三～一〇〇頁
- 渡邊將智 二〇〇七 a 「後漢時代の三公と皇帝權力——宦官の勢力基盤と徵召の運用を手がかりとして——」『史觀』一五六、一八～三八頁
- 渡邊將智 二〇〇七 b 「梁冀政權の權力構造」『史滴』二九、二六～四三頁
- 渡邊將智 二〇〇八 「政策形成と文書傳達——後漢尙書臺の機能をめぐって」『史觀』一五九、一八～三八頁
- 渡邊將智 二〇一〇 a 「政治空間よりみた後漢の外戚補政——後漢皇帝支配の限界をめぐって——」『早稻田大學大學院文學研究科紀要 第4分冊』五六、五九～七五頁
- 渡邊將智 二〇一〇 b 「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」『史學雜誌』第一一九編第一二號、一～三八頁
- 渡邊將智 二〇一二 「後漢・安帝の親政と外戚輔政」『東洋學報』卷九三第四號、一～三〇頁
- 渡邊義浩 一九八三 「後漢時代の宦官について」『史叢』三、一～二〇頁（渡邊義浩一九九五『後漢時代の支配と儒教』、雄山閣出版、三二七～三三五頁に収録）
- 渡邊義浩 一九九〇 「後漢時代の外戚について」『史叢』五、一～三五頁（渡邊義浩一九九五『後漢時代の支配と儒教』、雄山閣出版、二七一～三三五頁に収録）
- 〔中國語文獻〕アルファベット順
- 廖伯源 一九八九 「東漢將軍制度之演變」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第六〇本第一分、一三一～二二四頁
- 楊鴻年 二〇〇五 『漢魏制度叢考』、武漢大學出版社
- 祝總斌 二〇〇八 「古代皇太后稱制」制度存在、延續的基本原因」『北京大學學報（哲學社會科學版）』、二〇〇八年二期、五四九～五六三頁

THE REGENCY OF EMPRESSES DOWAGER AND THEIR CLOSE ADVISERS DURING THE LATER HAN ERA

HIRAMATSU Asuka

In this paper, the author surveys the organization, changes, and demise of the persistent regencies of empresses dowager throughout the Later Han era.

In the first section, the author examines how the environment that allowed authority to be concentrated in the institution of the empress dowager was set up with a focus on the first half of the Later Han era. Once an empress dowager became regent, she maintained political power for most of her life, and had the authority to nominate a new emperor, and on certain occasions, even to dethrone an emperor. In addition, during the Later Han era, the number of clans that produced empresses became limited, an empress no longer needed to produce an heir herself, and the status of empresses stabilized. Furthermore, an empress dowager could assemble a coterie of close advisers, take advantage of the court council, and was thus also able to punish maternal relative of the emperor. Through the first half of the Later Han era, an environment was set up in such a way that once an empress dowager, who had come from the clan of a meritorious retainer, became regent, she could then stay at the center of political power for a lengthy period of time.

Then, in the second section, the author investigates the process of change in the actual conditions of the regency of empresses dowager during the middle period of the Later Han era. The rise of the eunuch faction as a political force was caused mainly by the existence of multiple of centers of power at court after the enthronement of Emperor An, such as the Deng, Geng, and Yan clans, rather than by the female regency. In such circumstances, the political power of eunuchs and nurses was sought after. Moreover, Empress Dowager Yan gave the eunuchs more important positions than she did scholar bureaucrats. Later, during the regency of Empress Dowager Liang, who had been the empress of Emperor Shun, the maternal relatives of the emperor, i. e. her male relatives, also awarded eunuchs important positions. By permanently fixing the capital of Da Jianguan, and with the cooperation of the eunuchs, maternal relatives of the emperor enormously increased their voice in politics, and they no longer needed the power of empresses dowager as was previously the case. At this stage, institution of the empress dowager had lost almost all its function as an organ of policy planning.

Lastly, in the third section, the author considers the process of the loss of

authority and power of empresses dowager from the reign of Emperor Huan to that of Emperor Ling. The rise of others, especially real mothers of emperors rather than legitimate mothers, accelerated the relative decline in status and political authority of the empresses dowager. Furthermore, the eunuchs were essential in order for the empresses dowager to keep their status at the court, but at this stage, the maternal relatives of emperor had already set about excluding the eunuchs who were their rivals. There was a fracture between eunuchs and the maternal relatives of emperor who both ought to advise empresses dowager, and their regencies thus lost their ability to function.

As noted above, the regencies of the empresses dowager had begun to change from about the reign of Emperor An and develop into a new political system that was formed after the end of the Later Han era.

THE ORIGIN OF THE *JUZHULI* 具注曆 CALENDAR

KUDO Motoo

In this paper, the author analyzes the relation among the *rishu* 日書, *shiri* 視日, and *zhiri* 質日 on the basis of excavated written materials that have attracted attention in recent years and considers the background of the formation of the *juzhuli* 具注曆, an annotated calendar.

The calendar, called the *lipu* 曆譜, was produced by the central government every year, and edited into several versions in the process of its dissemination to local areas from the center, and these calendars were used for various purposes. The *shiri* and *zhiri* may have been made at the most local levels of the government administration for a variety of functions. Calling the *shiri* (reading-the-day calendar) which contained solar terms, festivals, and annotations might be derived from the idea of a calendar being for “reading” (*shi* 視) the good and/or bad omens of a day.

A precursor of the *shiri* was an official post of the same name seen in Chu bamboo strips. It is thought that the *shiri* that appears in the Chu strips was an official who “read” good or bad omens for the day when a legal appeal was received. The duties of the *shiri* were carried on in later generations by Zhou Wen of the late Qin era, as well is the *gongche* that appear in the practices of the reign of Emperor Ming of the Later Han dynasty; and in connection with this, one of the calendars